

平成29年第2回教育委員会会議記録

平成29年2月14日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
日程第 3 議案第2号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
日程第 4 議案第3号 平成28年度八雲町教育功績者表彰の審査決定について
日程第 5 議案第4号 平成28年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について
日程第 6 議案第5号 平成28年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第 7 議案第6号 平成28年度教育費補正予算の意見聴取について
日程第 8 報告第1号 教職員の訓戒について
日程第 9 報告第2号 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について
日程第10 報告第3号 平成29年度八雲町成人式の開催結果について
日程第11 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	藤 内 智 子

◎欠席者

委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長	荻 本 和 男
学校教育課長補佐	佐々木 裕 一
学校教育課総務係長	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	上 野 誠
社会教育課長	足 立 直 人

社会教育課長補佐	佐藤真理子
社会教育課文化財係長	柴田信一
図書館次長	佐々木一也
体育課長	浅井敏彦
体育課管理係長	鈴木和弘
体育課体育係長	桜井則夫
学校給食センター所長	小栗由美子
熊石教育事務所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第2回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は3名です。定足数の出席を認めます。よって、平成29年第2回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号 「八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案書1ページをお開き下さい。

この度の改正は、教職員住宅の解体及び所管換え並びに新築に伴い、住宅入居料を定めた別表の改正及び浴室改修した教職員住宅の入居料の改定に伴う別表の改正を行おうとするものであります。

具体的な改正内容につきましては、学校教育課施設係長から説明いたしますのでよろしくお願いします。

○学校教育課施設係長 教育長。

○教育長 学校教育課施設係長。

○学校教育課施設係長 議案書1ページ記載の表について説明いたします。

改正部分は下線の部分及び太線で囲まれた部分であります。

第1条、表の上段、別表第1は八雲地域の住宅についてです。昭和42年度建築の住宅入居料4千400円の住宅について、現行戸数2戸から解体により0戸へ、46年度建築住宅について、現行戸数2戸から解体により0戸へ、47年度建築の入居料5千900円の住宅について、現行戸数2戸から解体により0戸へ、49年度建築住宅について、現行戸数5戸から解体により2戸へ、50年度建築住宅について、現行戸数1戸から解体により0戸へ、59年度建築住宅について、現行戸数2戸から所管替えにより1戸へとそれぞれ変更、平成28年度住宅についてですが、構造は木造で床面積66.25平方メートル、入居料月額2万500円の住宅1戸について新築により追加するものであります。

次に、表の下段、別表第2は熊石地域の住宅についてです。昭和50年度建築住宅について、現行戸数1戸から解体により0戸へ、57年度建築住宅について、現行戸数2戸から所管替えにより0戸へとそれぞれ変更するものであります。

次に議案書2ページ、第2条についてです。

56年度建築住宅について、現行入居料1万2千100円から浴室改修により1万4千700円へ、59年度建築住宅について、現行入居料1万4千300円から浴室改修により1万6千900円へ、60年度建築住宅2戸の内1戸について、現行入居料1万5千100円から浴室改修により1万7千700円へ、63年度建築住宅2戸の内1戸について、現行入居料1万6千300円から浴室改修により1万8千900円へとそれぞれ変更するものであります。

附則としまして、第1条の規定については公布の日から、第2条については平成29年4月1日から施行するものであります。

以上説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号 「八雲町学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案書3ページをお開き下さい。

この度の改正は、「介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、これまでの「介護休暇」とは別に、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「介護時間」が新設されたことから、既設規則にその文言を加えるものであります。

具体的には休暇の承認手続きを定めた規則第20条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改めるものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものですが、改正された法律の施行期日と同日の本年1月1日から適用することとしております。

以上簡単ですが、八雲町立学校管理規則の一部改正についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 実際八雲町で介護休暇を取っている方はおりますか。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 ただ今の藤内委員のご質問ですが、現在教職員の方で取得している方はおりません。

○教育長 他に質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号 「平成28年度八雲町教育功績者表彰の審査決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第3号平成28年度八雲町教育功績者表彰の審査決定についてご説明いたします。議案書4ページになります。

最初に、団体として八雲吟友会であります。

八雲吟友会は昭和41年8月に前身となる八雲銀鈴会として創立され、翌年2月に八雲町文化団体連合会に加盟し、平成3年に八雲吟友会と名称を変更し、現在は社団法人日本詩吟学院岳風会所属八雲支部として継続して活動を展開しています。昨年で50周年を迎え9月に盛大に記念式典などを開催しています。

会員は18名と少なくなっており高齢の不安もありますが、公民館の生涯学習講座の詩吟講

座の講師や8月15日の戦没者追悼式典での献吟などを幅広く詩吟の普及に努めており、表彰基準の3の(5)に該当するためであります。

なお、社会教育活動の団体は8年ぶりの推薦になっております。

次に個人であります、八雲中学校教諭の白岩優拓さんであります。白岩先生は、2016年第85回日本音楽コンクール作曲部門で最高賞の1位を受賞しました。

白岩先生は八雲町生まれで町内の中・高校で吹奏楽部に所属して卒業し、国立音楽大学に進学し、大学院まで進んでオーケストラの作曲を専門に探求されたそうで、他の表彰でも第23回朝日作曲賞(吹奏楽)入選、第29回原音作曲新人賞入選、平成24年度札幌芸術祭奨励賞、第20回東京国際室内楽作曲コンクール第3位に入賞など、輝かしい成績や受賞をされております。今回の日本音楽コンクールも6回目の挑戦と伺っておりまして見事な1位であり表彰基準の3(6)に該当するものです。現在は八雲中学校の期限付き教諭であり、吹奏楽部の顧問でもあります。

以上1団体、1個人を八雲町教育功績者表彰規則第3条により教育委員会に審査をお願いします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号 「平成28年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第4号平成28年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰規則の規定に基づき、平成28年度の候補者について、別紙により審査するものでございます。

7ページでございます。

最初に、西田圭伸君。熊石第一中学校1年、男子でございます。平成28年度第36回全国中学生人権作文コンテスト函館地方大会において、最優秀賞を受賞いたしました。

また、同コンテスト中央大会(全国大会)に推薦され奨励賞を受賞しております。

次に、石堂陽奈さん。八雲中学校2年、女子でございます。昨年10月28日神奈川県で行われました「第47回ジュニアオリンピック陸上競技大会」の中学2年女子走幅跳競技で準優勝いたしました。

また、同大会で行われた中学女子共通4×100mリレーにおいて、北海道代表として

出場し、北海道の優勝にも貢献しております。

次に、野田生中学校女子ソフトボール部でございます。昨年8月19日から倶知安町で行われた「平成28年度北海道中学校体育大会第44回北海道中学校ソフトボール大会」に道南連合チームとして出場し、準優勝の成績を収めました。

また、同年8月に福井県敦賀市で行われた全国大会に北海道代表チームとして出場しております。

以上、文化関係から1件、スポーツ関係から2件でございますが、いずれも表彰基準の2項1号及び2号に該当するものとして推薦いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 表彰基準というのは、今私は把握していないのですが、熊石第一中学校の吹奏楽部が人数5人で、音楽教師もいない不利な環境の中で頑張っていて、そういう環境の中でも素晴らしい結果を出した場合には、表彰の対象にはならないのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 表彰関係ですけれども実際には、各課あるいは各学校の方に平成28年度で文化あるいはスポーツなどで活躍された方を推薦してくださいということで取りまとめをしまして上がってきたものを教育委員会の管理職等で協議し、推薦してございます。その中では上がっていない事例でございますが、表彰の文化・スポーツ奨励賞、ジュニア選手ですね。学校教育関係ですけれども表彰の基準がございまして、個人では全道大会で優勝もしくは全国大会では入賞（8位以上）、団体では北海道大会で準優勝以上の賞を受けたもの、また特に成績が顕著であった場合には表彰することができるというような表彰基準がございまして、渡島大会での活躍ということで学校から推薦がなかったことに寄ることだと思えます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 補足させていただきます。今社会教育課長から説明がありましたとおり、八雲町少年・少女スポーツ奨励表彰の基準で全道大会で準優勝以上の賞を受けたものというのが基準となっており、今松永委員がおっしゃっていた小規模校なり少数の児童生徒でのハンディキャップというのは、今の八雲町の表彰基準の中では特に考慮する事項が設けられていませんので表彰基準には該当していないということでご理解願います。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 表彰基準を曖昧にすると、これもあれもとなってしまうこともありますので、承知しました。

○教育長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「平成28年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第5号「平成28年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」説明いたします。議案書8ページをお開き願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ない、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」こととなっていることから、報告書を作成するものであります。

別冊の報告書の裏表紙をお開き下さい。

本年度は、平成27年度の事務事業の行政評価を基本として、19の事務事業について同法第26条第2項に基づき「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」として外部評価による点検・評価を受けたものであります。

本年度点検・評価した事務事業は記載の19事業であります。外部評価委員会は、課毎にカッコ内に記載の部会・協議会・審議会・委員会・出前説明会による町民評価等であります。

1ページ以降の個別評価の内容につきましては、報告書を事前配布させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、議案第5号「平成28年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」の説明といたしますので、よろしく申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 9ページから10ページの八雲町地域子ども会育成連絡協議会補助事業について、項目別点数による評価はAで、担当課評価及び外部評価はBとなっておりますが、評価が下がった理由があれば説明願います。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 9ページの八雲町地域子ども会育成連絡協議会補助事業が、有効性や必

要性についての数値で計算しますとA評価となります。担当者評価としては、事業の内容・契約方法等の見直しによる改善という点でB評価、外部評価でもコメントにあるとおり事業内容や方法について検討していくこととなっております。

数値的にはAですけれども、町としては地域子ども会育成連絡協議会に補助金を出して活動を活性化しているというようなことで事務指導もしてございますが、現状としては50いくつ子ども会がございまして、休止が20くらいございまして実質活動しているのは31、32でございます。この連絡協議会としては非常に危惧しておりまして、アンケート調査なりあるいは熊石地域の子ども会の関係者とも懇談したりと色々努力しておりますが、現状としては休止の方向あるいは活動できないというのが八雲市街地でもございます。何とかしていきたいということで担当課としては見直す部分もあると思ひましてB評価にさせていただきました。それを受けて外部評価の方でもB評価ということになってございます。以上です。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 要するに、Aとなっているのは項目別の点数を足していくとAなのですが、担当課や外部評価から見ると、今ご説明の理由でBになったということでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 項目別のAが良くてBが悪いという数字の判断ではなく、例えば3番の達成度に活動指標・成果指標がございまして、なかなか単純に例えば平成27年度当初計画7回なのに2回しかできなかったとか、参加人数当初計画が400人で結果470人の参加があったとか、この場合は参加者のアンケートを取ったりして中身を精査した中で成果指標を作成していくのですが、なかなか団体でやっている部分では難しいところで、決してこの項目別数字のAが良くてBが悪いということではありません。

次の12ページにございまして、例えば全町女性研修会では、項目別数字はBなのですが、担当課としての評価は多少数値が悪くてもこの現状でやらせてくださいということでAにしてございまして、外部評価でも頑張っしてほしいという意味でもA評価をもらっているということになってございます。事務事業評価としてはこのような形で従来からやってきてございます。以上です。

○教育長 なかなかこれだけ人口減少の中、子どもたちの数が減っているという現状で従前の事業を毎年協力してやっていくのはいかがなものかという声も周りから聞こえてきますし、我々もその点十分検討して事務事業の見直しをやっていかなければならないと思っています。他に、質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号 「平成28年度教育費補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第6号平成28年度教育費補正予算の意見聴取について説明いたします。議案書9ページをお開き下さい。

本件は、平成28年度教育費補正予算を2月21日開会予定の平成29年第1回八雲町議会臨時会に要求することについて2月2日に書面による第1回教育委員会会議にてご協議いただいておりますが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長から意見を求められましたので、意見なしとするものであります。

議案書10ページの教育施設のアスベストを含む煤塵処分手数料に係る役務費の歳出予算の補正については熊石教育事務所長から、11ページの体育課所管分の町営スキー場非常用アンプに係る備品購入費の歳入・歳出予算の補正については、体育課管理係長からそれぞれ説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 10ページをお開き下さい。学校教育課所管の補正予算でございます。

事業内容ですが、予算科目はアスベスト含有調査事業と同様に教育施設分を一括まとめて10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に予算計上し、今回は12節役務費37万8千円の増額補正で、先に実施したアスベスト含有調査により煙突内の灰など堆積物の除去が必要と判断された教育施設、八雲総合体育館と熊石学校給食センター、2施設の専門業者への煤塵処分手数料で、飛散しないよう囲い込み等を設置した中での作業内容ございます。

なお、今後これらの施設については、目視点検や年1回の濃度測定等を行いながら状況変化を把握するところでございますので、よろしく願いいたします。

○体育課管理係長 教育長。

○教育長 体育課管理係長。

○体育課管理係長 体育課所管分につきましてご説明申し上げます。議案書11ページをご覧ください。

町営スキー場管理棟に設置の非常用放送設備につきまして、1月27日発生 of 落雷の影響により故障し修理不可能となったことから、非常用アンプ一式を取替更新するため、歳出における10款教育費、5項保健体育費、4目町営スキー場管理費、18節備品購入費で88万1千円を補正予算要求したもので、要求どおりの査定内容となったところであります。

また、今般の落雷による故障は、全国自治協会建物災害共済の給付対象となり、半額が

支払われることから、歳入において20款諸収入、5項雑入、7目雑入、5節雑入で44万円の見込みで、見込みどおり査定となっております。

体育課所管分の内容につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号 「教職員の訓戒について」を議題といたします。

なお、本件は個人情報を含む案件となっておりますので、八雲町教育委員会会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、秘密会とします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 秘密会を解きます。

日程第9 報告第2号 「八雲町立学校職員服務規定の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第2号八雲町立学校職員服務規程の一部改正について説明いたします。議案書14ページをお開き下さい。

議案第2号で「介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、これまでの「介護休暇」とは別に、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「介護時間」が新設されたことをご説明申し上げましたが、今回の法改正では他に介護休暇を3回まで分割して取得できる改正も行われております。これらの事により有給休暇の届出方法等を定めた服務規程第13条及び関係する様式の一部を改正したので報告するものです。

議案書15ページ別紙の具体的な改正内容については、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 具体的な改正内容について説明いたします。議案書15ページの新旧対照表をご覧ください。改正の部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分でございます。「介護休暇等処理票」及び「介護時間処理票」の様式の追加に伴い、第13条第1項の

条文中、様式第 1 1 号を様式第 1 1 号から様式第 1 1 号の 3 に改め、同様に「介護休暇等処理簿」及び「介護時間処理簿」の様式の追加に伴い、様式第 1 1 号の 2 から様式第 1 1 号の 4 を様式第 1 1 号の 4 から様式第 1 1 号の 7 にそれぞれ改めたものです。

追加した様式については、様式集に追加するとともに、既存の様式番号を整理しております。

なお、これら追加・変更となった様式の添付は省略しております。

また、第 2 項には、介護休暇等を取得するための届出の事項を追加し、第 3 項には、介護時間を取得するための届出の事項を追加したものであります。

附則として、この規程は公布の日から施行するものですが、改正された法律の施行期日と同日の本年 1 月 1 日から適用することとしておりますが、経過措置として年次休暇等の届出が改正前の様式で行われておりますので、それらの手続きは改正後の手続きで行われたものとみなす規定を設けております。

以上、簡単ですが八雲町立学校服務規程の一部改正についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第 2 号は報告済みといたします。

◎日程第 1 0 報告第 3 号

○教育長 日程第 1 0 報告第 3 号 「平成 2 9 年八雲町成人式の開催結果について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長補佐 教育長。

○教育長 社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐 報告第 3 号平成 2 9 年八雲町成人式の開催結果について説明いたします。1 6 ページをお開き願います。

平成 2 9 年八雲町成人式の開催結果につきましては、次のページに記載のとおりでございます。出席者数は、熊石地域では対象者 1 6 名のうち 8 名が出席し、出席率は最近では最も低い 5 0 % でした。

また、八雲地域では対象者 1 4 8 名のうち 9 5 名が出席し、出席率は熊石地域同様、最近では最も低い 6 4 . 2 % でした。

熊石地域の出席率が低かった理由は、今回の世代が進学・就職でまだ不安定な要素の方が多かったのが一因にあるのではないかと思います。八雲地域でも例年と比べて内容に大きな変更点はなく、また、新成人や家族への周知も例年と同様に実施したことから、出席率が下がった理由が思い当たらないというのが正直なところです。

次ページに、熊石・八雲両地域の開催年別出席状況をグラフにしておりますので、参考としていただきたいと思います。

成人式は、平成23年から両地域とも合わせて1月3日に開催しており、町民に定着してまいりました。正月中に開催するのは準備も大変であり、来賓及び関係者の方々にとりましても大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、新成人者の多くが町外在住者であるという現状から、今後も1月3日に開催してまいりたいと考えております。

以上で、平成29年八雲町成人式の開催結果についての報告とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 ただ今の説明で熊石地域の出席者が8名、八雲地域ももともと人数の少ない学年であり、また八雲高校への進学率も低い学年だったと思うのですが、昨年より八雲高校以外の学校に進学された方が多かったのも出席率が低かった要因だと思うのですが、今後なんです、熊石地域の出席される人数も一桁になってきていますが、熊石高校も閉校となって熊石地域から数名ですが八雲高校に進学しているお子さんもいますし、これから八雲高校に進学するお子さんも増えるかもしれませんが、何名になったらとか何年経過したら八雲地域と一緒に開催するというような具体的な計画がありますか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 藤内委員のご質問ですが、平成27年度に将来向こう5年間の対象者をピックアップしてアンケート調査を行いました。その結果としては、やはりこの教育委員会会議であるとか社会教育委員会会議の中で成人式の会場一本化という議題等もあった中での取組でありました。ただ、そのアンケートの結果、今回対象者に対して出席率50パーセントと過去最低の結果だったのですが、その当時のアンケート結果では7割を超える子どもたちが保護者を含めてやはり地元である熊石地域で開催してほしいとの声が強かったので、くまいし館も建設されたというタイミングもあったので施設が建てて5年程度は、熊石地域で開催したいという思いで、平成27年度のアンケート結果を受けて社会教育委員会会議等にも説明は行い、一定程度理解は得られたという状況です。ただ、今回だけは極端に参加人数が少なかったということもございますので、見直しの部分は必要かなという認識はございますのでよろしく願いいたします。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 もう1点ですが、成人の特に女の子の保護者から聞いたのですが、八雲地域の成人式の開始時間が午後3時というのは、適切なかどうかというところを少し検討していただきたいと思います。慣れない振袖を着るということで、早い方ですと朝の6時、7時から準備をしている方もいますし、函館方面に着付けに行っている方もいます。参加された方はご存知かと思いますが、今回参加された方で気分が悪くなり、退室された方もいましたし、長時間経っているので着物の乱れている方も多くいらっしゃいました。

例えば他の地域では、朝の11時くらいから実施しているところもあるそうですが、も

し同じ日に八雲地域と熊石地域の両会場を実施するならば、熊石地域は午前の11時とか11時半から実施して八雲地域は1時半とか2時から繰り上げて実施するなどできないものでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 ただ今の藤内委員の意見については、課として検討したいと思います。ただ、合併後このような形で実施しまして、成人者を第一にということで藤内委員のおっしゃるとおり、今回の成人式では体調を悪くし、後ほど回復して記念写真等は参加されておりましたが、やはり成人者の中には貸衣装などで函館から来る方もいますので、時間的な配慮ができそうでしたらしていきたいと思います。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 最初の藤内委員の発言のところをもう一度整理しますが、平成27年に熊石地域と合同で行うかどうかについては議論を行って5年と聞いていました。ということは一応平成32年までは開催は両地域で行うという前提で考えてよろしいでしょうか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 今の流れでいくとそのように考えております。ただ今回の参加人数が極端に少なかったのも、また新たに見直すタイミングは必要なのかなと思ってございます。時間の関係で体調を崩される方もいたというのも事実ですので、その辺を加味しながら引き続き検討していきたいと思います。ある意味残り3年は、何とか現状の形ではと思っています。

○教育長 私も今年初めて参加したのですが、熊石地域は参加8名ということで保護者が8名残りのほとんどは八雲地域から出席する議員などで数が埋まっているという状況で、なんだか寂しいという感じがしました。やはり帰りのバスの中でも皆さんから「八雲地域と熊石地域一緒にできないのか」という声も出ていましたね。ただ、先ほど所長が述べていたような経緯もございますし、また、八雲地域の子どもたちが朝からずっと待っているのもどうかという気持ちもあります。時間を八雲地域と熊石地域と反対にするということとは検討できないのでしょうか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 熊石地域は人数も少ないので、着付けについても熊石地域の美容室で賄えると思いますし、時間が遅れても対応できると思っております。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 どうなんですか。毎年でなくてもいいので、八雲地域を1時から熊石地域を3時から実施も検討できないでしょうか。

○教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。他にございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 八雲地域についてですが、一昨年までは高校生がメッセージを送っていましたが、昨年・今年となかったのが、八雲高校の校長先生もいらしていたのでその話をしたら「そうだったんですか？」と事実を知らなかったようなんですが、どういう経緯か教えてもらえますか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 この件につきましては、八雲高校の方に事前に出向きまして、私と担当の佐藤補佐で教頭先生と話をしてお話しをメッセージをお願いしたいと依頼はしてございますが、学校の所用等でここ2年間は生徒を出せないという回答をいただいております。色々な諸般の事情が学校にございまして、実際に一昨年については、生徒会会長が話をするような形でしたが、昨年については生徒会長がお正月に別件の用事があって出席できないということ、また、今年についても出席は難しいということで学校から回答をいただいております。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 来年以降も継続して高校に依頼はしてもらえるのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 式次第としてはあまり大きく変える予定はございませんので、八雲高校には引き続き依頼はしていく予定で考えております。

○教育長 なお、成人式などの大きな行事については、来年度からは、事業の企画段階から私が入って構想を固めたいと思っています。成人式のみならずですね、抜本的に大きく変わるかもしれませんし、今までどおりの形になるかもしれません。その辺は十分協議していきたいと考えています。暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第11 その他

○教育長 日程第11 その他ですが、事務局から何かありますか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 本日の会議で、審査決定をいただいた教育功績者表彰及び少年少女文化・スポーツ奨励表彰の表彰式を、2月20日（月）午後4時から公民館第1・第2集会室において開催いたしますので、委員各位のご出席をお願いいたします。

また、2月20日は午後2時から第3回教育委員会会議を開催する予定です。議題として「平成29年度教育行政執行方針」及び「平成29年度教育費予算の意見聴取」などを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後教育委員懇談会をこの場で開催いたします。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○教育長 他に何かございませんか。

（「なし」という声あり）

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第2回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午後10時59分】